

組合員資格等の確認について(お願い)

紀北川上農業協同組合

【組合員の皆様へ】

当組合では組合員資格の現況についてご確認をお願いしております。組合員資格の変動や喪失があった場合は、定款の規定により、組合にお届け出のうえ、資格変動等の手続きを行っていただく必要があります。下記の事項に当てはまる場合には、組合員資格が変動または喪失している可能性がありますので、お手数ですが、ご加入いただいた支店窓口まで連絡くださいますようお願い致します。

【正組合員(個人)の方】

耕作する土地が5アール未満である。

農業従事日数が1年のうち90日未満である。

【正組合員(法人)】

農業経営を行っていない。

【准組合員(個人)の方】

住所および勤務地が当組合の地区外に移った。

※「地区」とは、橋本市および伊都郡の区域を指します。

※住所と勤務地のいずれかが地区内であれば資格があります。

【准組合員(法人・団体)】

構成員(出資者)の過半数が当組合の正組合員ではない。

【その他】

上記以外であっても、住所・氏名・電話番号等に変更があった場合には、お手数ですが、当JAの支店窓口までご連絡くださいますよう、お願いいたします。

また、組合員の方がお亡くなりになった場合は、相続人の方によりお申出くださいますようお願いいたします。